

天皇陛下と中国の習近平国家副主席との会見が、首相官邸の強い要請で特例的に設けられたことに、波紋が広がっている。天皇と外国要人との会見は1カ月以上前に申請するという「1カ月ルール」が破られ、「天皇の政

治利用」との批判が噴出。民主党の小沢一郎幹事長見を憲法上の「国事行為」としながら、その後撤など、天皇と政治とのかかわりがあらためて焦るてきた。識者2人に聞いた。

天皇特別会見どう見る

それらは「公的行為」とされ、さまざまな人たちの思惑の中で

「今回の会見は内閣の助言と承認で行われる憲法上の「国事行為」にあたるのか。あたると考える。大統領や国王など外国人との会見は、国事行為として憲法に明記されていないが、条文にある「外國の大使及び公使の接受」の広い意味として理解できる。あるいは、同じ条文にある「儀式」に含めていいと考える。

—カ月ルールは厳

法政大名誉教授

永井 憲一氏



と規定されている。首相の任命や衆院の解散などだ。それには該当しないが、式典があれば出席し、お言葉述べ、外国の元首らが来れば歓迎し、外国に行つては友好親善をする。

静岡福祉大教授

小田部 雄次

既成事実化してきた。そうした行為は厳密には憲法違反だ。だが、それが日本社会に利益をもたらした面もある。

政治利用との批判が、今回は「党派利用」が強まったが。天皇は内外で重要な存在で、効果は絶大。自民党政権もずっと政治利用してきたのだ。

政治利用とはいえ慣行として用」が露骨に表れた。定着していたのだから、もし破るならこのルールを破棄させてからやるべきだった。目先の利益を追いかけていた。

(聞き手)社会部 小野正勝

国事行為内規に優越



ながい・けんいち 群馬県出身。早稲田大卒。立正大、法政大教授などを経て現職。憲法学者。78歳。

国会の召集や衆議院の解散など、国事行為は広い意味で象徴たる天皇の政治利用だ。その意味では今回も政治利用になるが、問題にされているのは民主党

の利用か。背景には、野党が民

守すべきか。ルールは国事行為を円滑に行うための手段としての内規にすぎない。天皇の健康状態を配慮してつくられたも

のと理解できる。ただ三十日は国事行為を円滑に行うための原則としての内規にすぎない。天皇の健康状態を配慮してつくられたも

るおかしなことにな

る。宮内庁長官は自らの職務に忠実である

とするためにルールの跋扈を求めるのだろう

の「政治利用」にあた

うが、あくまで天皇の

國事行為は内閣の責任で行われるべきものだ。

—国事行為なら天皇の「政治利用」にあた

うないのか。

由紀夫首相はアジア外交の重視が国益にかなうと考え、会見を再度求めたと思つ。結果としても成功だつた。

—今回の問題が投げかけた課題とは、ルールに優越すべきことをあらためて確認することの重要性だ。

度超した「党派利用」



おたべ・ゆうじ 身。立教大卒。静岡福祉大教授などを経て現代史学者。57歳。

まれてきた。一ヶ月ルールが政治利用を覆いく、小さなミスはおか隠してきたともいえさない方がよかつた。小沢氏がオブレートを壊し、政治利用が表に出てしまった。内小野氏の発言からは外交カードとして天皇を使うのに開き直つている印象を受ける。本來それこそがってはならないことだ。まずはルールをきちんと守ることが民主主義の原則だろう。

ルールは堅守されべきか。